

## 清須市避難行動要支援者名簿整備検討会議設置要綱

(設置)

**第1条** 清須市における避難行動要支援者名簿の整備に関する事項を定めるため、清須市避難行動要支援者名簿整備検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 検討会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 清須市避難行動要支援者名簿への掲載要件に関すること。
- (2) 清須市避難行動要支援者名簿の整備方法に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

**第3条** 検討会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉団体の代表者
- (2) 住民の代表者
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

**第5条** 検討会議に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 検討会議は、会長が招集する。

2 検討会議においては、会長が議長となる。

3 検討会議は、会長及び委員の過半数が出席しなければ、当該会議を開き、議決をすることができない。

4 検討会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第7条** 検討会議の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(雑則)

**第8条** この告示に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が当該検討会議に諮り定める。

**附 則**

1 この告示は、平成28年12月21日から施行する。